

大津市自動体外式除細動器（AED）貸出し要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民が参加する各種行事を主催する団体に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出しすることによって、心停止者の救命活動に備えるとともに、AEDの普及啓発を行うことを目的とする。

（貸出し機器）

第2条 貸出し機器は、消防署に配置している貸出し用のAEDとする。

（対象行事）

第3条 AEDの貸出しの対象となる行事は、次に掲げる行事であって営利を目的としないもの（以下「イベント等」という。）とする。

（1） 市内において市民等が参加して開催されるスポーツ競技、講習会その他のイベント

（2） 市外において開催される行事で次に掲げるもの

ア 市内のスポーツ少年団その他スポーツ団体が参加する大会等

イ 市内の私立学校が主催する修学旅行その他の学校行事

（対象団体）

第4条 AEDの貸出しの対象者は、イベント等を主催する団体の代表者（以下「主催者」という。）とする。

（貸出し期間）

第5条 AEDの貸出し期間は、イベント等を開催する期間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（経費負担）

第6条 AEDの貸出しは無償とする。

2 貸出し期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた主催者が負担するものとする。

（貸出し手続）

第7条 AEDの貸出しに係る手続は、次のとおりとする。

（1） 貸出しを希望する日の7日前までに、貸出しを希望する消防署に電話等により申込みを行うこと。

（2） 貸出しを希望する日の前日までに、貸出しを受ける消防署にAED貸出し申請書（様式第1号）を提出し、貸出しに係る承認を受けること。

（3） 貸出し希望日に、貸出しを受ける消防署に、承認印が押印されたAED貸出し申請書（様式第1号）を持参し、AEDの取扱い及び留意事項について説明を受けた後、AEDを受領すること。なお、AEDを受領する者は、イベント等の開催期間中、そ

の会場内に常に滞在している者でなければならない。

2 AEDの返却時の手続は、次のとおりとする。

- (1) イベント等終了後、返却予定日までに貸出しを受けた消防署に持参し、AED返却確認書(様式第2号)により点検・確認を受けた後返却すること。
- (2) AEDを使用した場合は、AED使用報告書(様式第3号)を提出すること。
- (3) AEDの故障、破損又は紛失があった場合は、AED破損等報告書(様式第4号)を提出すること。

(貸出し中の管理等)

第8条 主催者は、AEDを常に良好な状態で管理し、及び使用しなければならない。

2 主催者は、イベント等の開催中、その会場内に医療従事者又はAEDの使用に関する講習を修了した者を配置するように努めるものとする。

3 主催者は、AEDを処分し、又は目的外に使用してはならない。

4 主催者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

5 主催者の責めに帰すべき理由により、故障、破損又は紛失があった場合には、当該主催者の負担においてこれを補償し、又は修理しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、貸出し期間中であってもAEDを返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。